

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3184 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2012.1.2

- ・年頭にあたって（畜水産安全管理課長挨拶） 1
- ・年頭にあたって（動物衛生課長挨拶） 5
- ・獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について 7
- ・米国ノースカロライナ州からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について ... 7
- ・米国産牛肉の混載事例について 7

☆年頭にあたって

畜水産安全管理課長 池田 一樹

新年を迎え謹んで御挨拶を申し上げます。

平成 24 年の新春を迎えるにあたり、年頭の所感を一言申し述べ、決意を新たに新年に臨みたいと思っております。

はじめに、昨年の東日本大震災で被災された皆様には、心より御見舞い申し上げます。農林水産省といたしましては、全力を挙げて被災者の皆様への支援や復旧・復興に取り組んでいるところであります。震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の対応に関し、多くの関係者の方々に多大な御尽力をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。また、畜水産安全管理行政の推進にあたり、日頃より皆様から御理解、御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

畜水産安全管理課は、畜水産物の生産段階の安全の確保を主要な任務としており、飼料、飼料添加物、動物用医薬品といった生産資材の安全確保等の業務から、畜水産物の生産段階での食品安全の確保の観点からの有害微生物対策、牛トレーサビリティ制度、獣医事、水産防疫等、幅広い業務を担当しております。

まず、飼料の安全確保については、原子力発電所事故を踏まえ、平成 23 年 3 月 19 日に、通常より高いレベルの放射線量が検出された地域に対し、事故の発生前に刈り取られた飼料を使用すること、放牧を行わないこと等の飼養管理を行うよう関係県に指導しました。その後、4 月 14 日に、牧草の生産シーズンに先立ち、食品の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産するための目安として、牛用粗飼料に放

放射性セシウム及びヨウ素の暫定許容値を設定するとともに、通常より高いレベルの放射線量が検出されたことのある県に対し、牧草中の放射性物質の定点調査を実施するよう指導しました。さらに、8月1日には、今年度産の米麦等やその副産物が飼料に利用されること等を視野に、粗飼料だけではなく、その他の飼料（牛・馬・豚・家きん・養殖魚用）についても放射性セシウムの暫定許容値を設定しました。今後も引き続き、関係部局と連携しながら、飼料の汚染実態や放射性物質の畜産物への移行等の科学的データを収集し、必要に応じて暫定許容値を見直していきたいと考えております。

稲わら、稲発酵粗飼料及び飼料用米の利用拡大が進む中で、これらの飼料を給与した家畜に由来する畜産物の安全及びその安定的な流通を確保するため、科学的根拠に基づき、農薬の残留実態を踏まえた指導基準の設定に取り組んでいます。また、デオキシニバレノール等のかび毒をはじめとする汚染物質についても、飼料中の残留実態等を踏まえた指導基準の設定に取り組んでいます。さらに、輸入飼料の安全を確保し、国産畜産物の一層の安全性向上を図るため、国外で新たに使用が認められた農薬について、国外の科学的データに基づく残留基準の設定又は改正の要請に対応するインポートトレランス制度を平成22年2月から開始しました。飼料等への有害物質の混入防止については、まず海外における飼料の生産段階から、輸入、国内における製造、保管、輸送に至るまでのフィードチェーンの各段階を網羅する取組が必要です。このため、平成20年3月に「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」を定め、関係者の皆様と連携して有害物質混入防止の取組を進めています。

また、遺伝子組換え体飼料及び飼料添加物については、その安全性審査の効率的な実施に努め、平成23年3月以降新たに5品目の審査が終了し、飼料として利用可能な遺伝子組換え飼料及び飼料添加物

はそれぞれ61品目及び5品目となりました。

飼料添加物については、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準（飼料添加物GLP）について、経済協力開発機構（OECD）の定めるGLPに関する原則に準拠するよう改正を行いました。本年は、飼料添加物の評価基準に規定している各種試験法についても、OECDの試験法ガイドラインに準拠するよう改正を行う予定です。

ペットフードについては、平成23年9月1日に「愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令」を改正し、かび毒のデオキシニバレノール、重金属、有機塩素系化合物等の汚染物質9つの成分規格を追加しました。この規格は、本年3月から適用されます。また、昨年からは開始した地方農政局等による販売業者等への立入検査時には、ペットフード安全法に基づく表示基準の検査に併せて、薬事法上問題のある可能性のある表記の確認を実施しています。都道府県の皆様方におかれましては、薬事法に基づく事業者への指導等を依頼する場合がありますので、御協力をお願いいたします。

次に、動物用医薬品については、平成22年3月の食品安全委員会における牛及び豚用フルオロキノロン系抗菌性物質製剤の承認及び再審査に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価で指摘された全国的な薬剤耐性菌モニタリング調査手法の見直し等に対応するため、モニタリング手法の標準化の検討を平成24年度までの事業として実施しているところです。モニタリング手法の標準化については、都道府県の皆様と協力して実施した、過去の全国モニタリングで得られたデータについて検証を行うとともに、海外での薬剤耐性菌サーベイランスの手法についても調査を行い、より科学的な知見に基づく実効性のある薬剤耐性菌モニタリング手法の開発を目指しております。本事業の成果を踏まえ新たな薬剤耐性菌モニタリング調査の体制を確立したいと考えております。その他、薬剤耐性菌モニタリング調査を

強化するため、平成23年度から、と畜場及び食鳥処理場における健康家畜のふん便から分離された細菌の薬剤感受性試験、遺伝子検出技術を用いた効率的な薬剤耐性菌分析法の開発等を実施しております。薬剤耐性菌モニタリング調査は、家畜に使用する抗菌性物質の、人の健康に対するリスク評価と適切な獣医療の提供に関する基礎的な資料となるほか、主要な抗菌性物質に対する耐性菌の発現状況等の把握を通じた農家への抗菌性物質使用の指導にもつながる重要なものです。都道府県の皆様におかれましては、全国的な調査に空白地帯が生じないよう一層の御協力をお願いいたします。

また、畜水産物生産現場における主要な抗菌性物質に係る個別具体的なガイドラインの作成に向けて、生産段階における投与薬剤の選択、投与方法、薬剤耐性菌の発生動向、慎重使用の効果等のデータの収集に取り組んでいます。食品衛生法に基づく食品中の農薬等の残留基準については、平成18年5月にポジティブリスト制度が導入され、5年が経過しました。ポジティブリスト制度に関しては、残留基準の見直し等に適宜対応し、必要な場合には使用基準の改正等を実施していくこととなります。使用基準の改正にあたっては、可能な限り早期に皆様に情報を提供いたしますので、引き続き使用基準の遵守について、適切に対応していただくよう御協力をお願いいたします。

動物用医薬品等の製造販売の承認については、承認審査のより一層の迅速化等を図るため、平成21年から承認申請時に提出する資料の簡素化等を検討する事業を実施して参りました。今後とも、承認申請資料作成のための各種ガイドラインの整備等を進めるとともに、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議（VICH）への積極的な参加等により、承認審査等の迅速化を推進して参ります。

VICHでは、これまでの活動に加え、グローバル・

アウトリーチ・フォーラムを新たに設置し、日米欧以外の地域へのガイドラインの普及に取り組むことを、昨年11月の東京における運営委員会で決定しました。アジア地域における動物用医薬品分野のOIE コラボレーティングセンターとしての動物医薬品検査所の活動や、平成23年度から開始した感染症対策等のアジア域内協力体制確立に向けた動物用医薬品開発・供給体制の整備の取り組みと併せ、アジア地域の動物用医薬品に関するガバナンスの向上に総合的に取り組んで参ります。

動物用ワクチンのシードロットシステムの導入については、平成21年7月からこれまでに約60品目がシードロット製剤としての承認を受けました。昨年10月までの特例措置期間中に申請された製剤を合わせると、全体の2/3程度のワクチン製剤が本システムへ切り替わる見込ですが、より多くの製剤がシードロット化されるよう、引き続き御協力をお願いいたします。

鶏と馬用のインフルエンザウイルスワクチンについては、流行に合わせた迅速な株変更ができるよう、昨年は株選定の手順を定めるとともに、動物医薬品検査所に株選定委員会を設置して具体的な選定の仕組みを整え、選定等を開始しました。また、多価・混合ワクチンの迅速な承認システムを構築するため、現在の製剤の種類毎の基準から成分毎の基準への移行（モノグラフ化）についても検討を進め、ワクチンの迅速かつ安定的な供給及び接種の一層の省力化を推進します。従来から取り組んできた承認申請のガイドライン作成については、レギュラトリーサイエンスの一分野と位置付けて取り組んで参ります。

なお、これら動物薬事行政については、動物医薬品検査所と一体となり、引き続き科学的根拠に基づく施策を推進して参ります。

牛トレーサビリティ制度については、その信頼確保に向け、地方農政局や地域センターにおいて、牛

の管理者など対象者への立入検査等を実施しています。今後とも、牛の個体識別番号の適正な管理・運用が図られるよう、家畜保健衛生所をはじめ関係機関の皆様には、地方農政局・地域センターとの協力関係の構築と連携強化の推進について、御協力を引き続きお願いいたします。

獣医事関係については、平成22年に公表された、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を受け、現在各都道府県において、都道府県計画の策定に取り組んでいただいております。平成23年11月末時点では、山口県等4県に都道府県計画を策定・公表いただいております。今後とも我が国の畜産業の安定的な発展を図り、安全で良質な畜産物を安定的に供給していくためには、適切な獣医療提供体制の整備が必要です。また、口蹄疫等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化とともに、緊急時に最前線で防疫措置を実施する獣医師の育成・確保について、一層の取り組みの強化が必要です。このため、獣医療の基盤となる産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保はもとより、各分野の獣医師の連携の下での組織的な家畜防疫体制を事前に確立し、危機管理に遺漏のないよう備えておかなければなりません。都道府県計画は、これらの方針を地域の実情を踏まえて具現化するものであり、各都道府県段階のみならず、全国レベルで獣医療の提供体制の整備を推進していく上でも重要であるため、今年度中に策定・公表いただくようよろしくお願いいたします。

第63回獣医師国家試験を本年2月21日及び22日に札幌、東京、福岡の3会場で実施します。平成24年4月1日付けで獣医師免許の付与を希望される場合、合格発表日(3月16日)から免許申請メー切日(3月22日正午必着)までが短期間となっています。免許申請に遺漏がないよう、申請書類を事前に準備させる等受験生への周知方よろしくお願いいたします。

有害微生物及び有害化学物質に関連した生産段階における畜水産物の安全確保については、農場から食卓までのそれぞれの段階でリスク低減対策を行うことが重要です。畜産物関係では、昨年の腸管出血性大腸菌による食中毒事件の発生等を受け、生産段階における衛生管理対策の徹底により食中毒の発生を防止するために、牛肉及び鶏肉の生産衛生管理ハンドブックを作成しましたので、関係者への周知、御指導をお願いします。また、食品中の有害微生物のうちカンピロバクター、サルモネラ等について、「食品の安全性に関する有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画」に基づく実態調査、委託研究等を実施しています。今後とも、国産畜産物の安全性を向上させるため、調査結果等を基に生産段階における具体的なリスク管理措置の策定に取り組む所存です。

水産物関係では、水産物中に含まれるダイオキシン類、カドミウム等の有害化学物質の実態調査等を実施して参ります。また、貝毒等魚介類に蓄積する海洋生物毒やノロウイルスに関しては、監視体制の構築・維持に努めるとともに、二枚貝等の毒化状況実態調査や高感度分析法の開発等を推進します。ヒラメの生食による食中毒原因として関与する可能性が高いことが昨年報告された、ヒラメの寄生虫であるクドア・セプテンpunkタータについても、食中毒発生のリスク低減を図るため、生産現場での防除対策の確立に向け取り組んで参ります。

水産用医薬品については、その適正な使用を推進するため、水産物安全対策業務や水産用医薬品使用実態調査において、養殖業者における水産用医薬品の使用状況等の調査点検を実施し、その結果を都道府県担当部局にお伝えしています。都道府県の皆様方におかれましては、本調査点検の結果等を活用し、各地域で養殖されている魚種や水産用医薬品の使用実態を踏まえた御指導を引き続きお願いいたします。

水産防疫関係では、コイヘルペスウイルス病について、平成22年に実施した全国調査の結果を踏まえ、現行の疾病対策の見直しを行う等、持続的養殖生産確保法に基づく国内防疫制度、水産資源保護法に基づく輸入防疫制度の適切な運用に努めて参ります。また、水産防疫に関する新たな疾病診断技術や治療技術の開発を通じた防疫体制の強化とその推進に取り組むとともに、我が国に未侵入である病原体の我が国水産動物に対する危険性の検討等の課題に取り組んでいく所存です。

以上、畜水産安全管理課の業務について紹介させていただきました。

食の安全・安心に対する国民の関心は益々高まってきています。当課では、科学に基づく適切なリスク管理措置を通じて、畜水産物の安全性を向上させるよう、各種の施策を講じて参ります。関係者の皆様におかれましては、昨年同様に御高配と御協力をお願い申し上げますとともに、本年が皆様方にとって実り多き良い年となりますよう心よりお祈り申し上げ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

☆年頭にあたって

動物衛生課長 川島 俊郎



明けましておめでとうございます。平成24年の年頭に当たり、一言御挨拶申し上げます。

はじめに、昨年は未曾有の大震災を経験し、多くの尊い命が失われるとともに、東北地方を中心に農林水産業が甚大な被害を受けました。亡くなられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、被災地の1日も早い復興を心から願って

おります。

我が国においては、一昨年4月に宮崎県で口蹄疫が発生したほか、同年11月から昨年3月にかけて高病原性鳥インフルエンザが各地で発生しました。このような状況を踏まえ、「発生の予防」、「早期の発見・通報」、「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて、迅速・的確に対応できる防疫体制を構築するため、昨年4月、家畜伝染病予防法（家伝法）が改正されるとともに、同年10月の完全施行に併せ、家畜の所有者に日頃から守っていただくべき飼養衛生管理基準や口蹄疫等の防疫指針を全面的に見直したところです。

改正後の家伝法においては、家畜の所有者は、毎年、家畜の飼養頭羽数・飼養衛生管理の状況に関し、都道府県知事に報告しなければならないこととされ、これに基づき、昨年12月15日までに報告事項の一部（農場の所在地や飼養頭数）についての報告がなされたところです。本年は、報告事項の全ての項目を報告する最初の年になります。飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導と併せ、皆様の御理解と御協力をお願いします。

近年、近隣のアジア諸国で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が継続している中において、これら疾病の発生の予防のためには、水際での対策も極めて重要です。このため、改正後の家伝法に基づき、動物検疫所における水際対策を従来にも増して強化し、昨年10月から、口蹄疫及びアフリカ豚コレラの発生国からの全ての直行便を対象に機内アナウンス等により海外での家畜との接触歴等の質問を行うとともに、一部の便については質問票の配布を行い、必要に応じて携帯品の消毒等を行っているところです。併せて、アジア地域における防疫体制の強化など国際的な視野からも防疫対策を推進するため、OIEの活動の支援等に積極的に取り組んでまいります。

これら農場段階での対策と水際での対策を強化す

ることにより、今後も、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の疾病の発生の予防に万全を期してまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましても、海外渡航の際の注意喚起や農場における飼養衛生管理の遵守の指導徹底等をお願いいたします。

また、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の防疫指針については、これまでの発生事例における経験を活かし、より実践的なものに見直すとともに、牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラについても新たに防疫指針を作成し、公表したところです。これらの防疫指針については、最新の科学的知見や国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を行うこととされていますので、引き続き科学的知見の収集等に努め、各都道府県からの意見も踏まえ、常に最適な防疫体制の構築を目指す所存です。

高病原性鳥インフルエンザ対策としては、昨年9月、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」を發出し、本病の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期するよう各都道府県にお願いしました。さらに、昨年10月から全養鶏農家を対象に飼養衛生管理基準の遵守状況を把握するため立入調査が実施されたところですが、都道府県の皆様におかれましては、その中で不備が確認された農場に対して改善指導を継続し、引き続き本病の発生の予防に万全を期すようお願いいたします。

近年、発生報告が増加している牛白血病の対策としては、現在、家畜伝染病早期診断体制整備事業の中で、各都道府県の協力を得て新たな診断技術の検証等を進めているところであり、牛白血病の効果的な診断法や、本病のまん延防止対策の確立に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、昨年3月、我が国で18年ぶりに馬伝染性貧血の発生が報告されました。本病については、家伝法に基づき定期的なサーベイランスを実施しており、本事例もその一環で摘発されたものです。本事例においては、疫学的関連のある飼養馬及び野生の

在来馬でも感染が確認され、感染馬はとう汰されました。今後も一定の監視体制を継続し、清浄性を維持していくことが重要であると考えております。

最後に、動物検疫案件について述べさせていただきます。

我が国は、昨年2月、OIEにより「口蹄疫ワクチン非接種清浄国」として認定され、同年6月には、OIEの基準に基づき高病原性鳥インフルエンザ清浄国に復帰したことを宣言しました。このことを輸出先国に情報提供し、働きかけた結果、タイ、台湾、香港等に向けて畜産物の輸出再開の運びとなりました。今後も、未だ我が国からの畜産物の輸入を停止している国・地域に対し、積極的に働きかけてまいります。なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う各国・地域の輸入規制については、農林水産省HPにおいて随時情報を更新しておりますので、こちらをご覧ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/index.html>)

また、輸入牛肉については、厚生労働省が米国産、カナダ産、フランス産及びオランダ産について食品安全委員会にリスク評価を諮問したところであり、農林水産省は、この諮問に係る情報の収集・整理等に協力してきたところです。今後も、食品安全委員会の答申や厚生労働省の対応を踏まえながら、家畜衛生の観点からの対応を適切に進めるとともに、来年(平成25年)には、我が国がOIEの「無視できるBSEリスク」の国のステータス取得要件を満たす見込みであることから、ステータス獲得に向けた準備を進めてまいります。

以上に述べましたように、動物衛生課としては、昨年の家伝法の改正の趣旨を踏まえ、適切な家畜防疫体制を構築し、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の疾病の我が国への侵入防止や国内における発生予防・まん延防止に万全を期すことにより、我が国畜産物の健全な発展を図るとともに、安全な畜産物が安定的に提供される一助となるよう取り組んで

まいりますので、皆様の御理解・積極的な御協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本年が家畜防疫にとって平穏な年であることを願うとともに、皆様方におかれましては、平成24年を実りある年となるべく、一層の御活躍を期待し、益々の御発展を心から祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

☆獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

(平成23年12月14日付プレスリリース)

農林水産大臣は平成23年12月9日付けで、獣医師1名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は平成23年12月9日付けで、以下の獣医師1名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

処分対象獣医師：三阪 和徳（55歳：埼玉県在住）

- ・行政処分内容：業務停止1年6月
- ・事件の概要：スキー場内のレンタルショップでスキー用品等の詐取を行った。
- ・司法処分内容：懲役2年（執行猶予4年）/刑法第246条第1項に該当

☆米国ノースカロライナ州からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について

(平成23年12月21日付プレスリリース)

農林水産省は、平成23年3月、米国ノースカロライナ州において低病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の抗体陽性事例が確認されたことから、同州か

らの家きん及び家きん肉等の輸入を停止しました。今般、同州における本病の清浄性を確認したことから、本日、輸入停止措置を解除しました。

1. 経緯

平成23年3月、米国のノースカロライナ州において低病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の抗体陽性事例が確認されたことから、同州からの家きん及び家きん肉等の輸入を停止しました。

2. 対応

今般、米国家畜衛生当局から我が国に対し当該事例に係る措置等の情報が提供され、ノースカロライナ州における鳥インフルエンザの清浄性について確認しました。このため、本日付けで同州に対する家きん及び家きん肉等の輸入停止措置を解除しました。

なお、低病原性鳥インフルエンザの清浄性がまだ確認されていないオハイオ州に対する輸入停止措置は継続します。

発生国又は地域から家きん等の輸入を停止するのは、家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

(参考1) 米国からの家きん及び家きん肉等の輸入実績

	2010年
鶏のひな（羽）	88,477
家きん肉等（トン）	35,307
鶏卵（トン）	9,855

☆米国産牛肉の混載事例について

(平成23年12月21日付プレスリリース)

12月19日、輸入業者から米国農務省発行の衛生証明書に記載がないとの通報があった米国産牛肉1

箱（約 28kg）について、輸入条件違反であるせき柱（特定危険部位）が含まれていることを確認した旨、東京都港区から厚生労働省に報告がありました。

厚生労働省及び農林水産省は、当該食肉処理施設から出荷された貨物の輸入手続を停止するとともに、米国農務省に対し、直ちに詳細な調査を要請しました。

1. 経緯

12月19日、輸入業者から米国農務省発行の衛生証明書に記載がないとの通報があった米国産牛肉1箱（約 28kg）について、輸入条件違反であるせき柱（特定危険部位）が含まれていることを確認した旨、東京都港区から厚生労働省に報告がありました。

（注）貨物の概要

- （1）食肉処理施設：スイフト社グランドアイランド工場（米国ネブラスカ州）

（2）輸入者：ジャパンフード株式会社（東京都港区）

（3）品目：冷凍牛肉

（4）数重量：461箱（約 19トン）

（5）輸入年月日：本年7月22日

2. 対応

1. 厚生労働省は、関係自治体に対して、同時に輸入された牛肉（460箱、約 19トン）について調査を依頼するとともに、厚生労働省及び農林水産省は、当該食肉処理施設から出荷された貨物について、輸入手続を停止し、さらに、在京米国大使館を通じ、米国農務省に対し直ちに詳細な調査を要請しました。

2. なお、現在までに、同時に輸入された牛肉については、他に同様の混載は確認されておらず、また、厚生労働省は、米国側から当該牛肉は20ヶ月齢以下の牛に由来するものであるとの報告を受けています。

通信

新年明けましておめでとうございます。本年も家畜衛生関係者をはじめ、皆様の家畜衛生行政に対するご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

動物衛生課長の年頭の挨拶にもありましたように、昨年は家畜伝染病予防法の改正、その改正を踏まえ、発生の予防に重点を置き家畜の所有者が日頃から適切に飼養衛生管理をしていただく飼養衛生管理基準、万が一の発生に的確に対応する口蹄疫等の防疫指針を全面的に見直しました。飼養衛生管理基準等は、昨年10月の完全施行前から家畜保健衛生所を中心に畜産農家等に対して、説明会、問い合わせ対応、直接指導が行われてきました。遅ればせながら農林水産省作成の飼養衛生管理基準のパンフレットが畜産農家、関係団体等に配布されました。

写真入りで破れにくい紙を使っていますので、一読後は機会があるごとに見ることをお勧めします。情報は共有し個々の農場の衛生管理水準を高め、地域全体で家畜伝染病の発生を防ぎましょう。

良い成績を残し続けることによって、日本ハムのダルビッシュ投手のように、周囲の人が驚くような評価を受けられるよう頑張りましょう。平成24年が良い年になることを切に願います。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課

☎ 03(3502) 8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1